

令和5年度 埼玉県相談支援従事者初任者研修実施要領

1 研修の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）第5条第18項及び児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する相談支援に従事する者の養成並びに資質の向上を図ることを目的とします。

※ 本研修の修了証書は研修の修了を証明するものであって、相談支援専門員として必要な経歴等を証明するものではありませんので御留意ください。

2 実施主体

埼玉県

ただし、有限会社プログレ総合研究所に委託して実施します。

3 受講対象者

以下ア～オのいずれかに該当する者（令和5年3月31日時点での実務経験）

ア	相談支援従事者の要件（厚生労働省で示している実務経験等）を満たす者で、障害者総合支援法に規定する指定一般相談支援事業所もしくは指定特定相談支援事業所又は児童福祉法に規定する障害児相談支援事業所において相談支援事業に従事している者又は従事する予定の者
イ	指定重度障害者等包括支援事業所に従事するサービス提供責任者又はその予定の者
ウ	令和5年度末（2024年3月末）までに、相談支援従事者の要件（厚生労働省で示している実務経験等）を満たす者で、ア又はイの業務に従事している者又は従事する予定の者
エ	県内市町村において障害者の相談支援業務に従事している者もしくは令和5年度末（2024年3月末）までに従事する予定である市町村職員
オ	県において障害者の相談支援業務に従事している者もしくは令和5年度末（2024年3月末）までに従事する予定である県職員

※ 埼玉県外の事業所にお勤め及びその予定の方の申し込みは受け付けておりません。

※御提出していただいた実務経験経歴書で上記の要件を満たしていないと判断した場合、研修をお断りする場合があります。

4 受講決定指針

例年、本研修では受講定員を超える御申込みをいただいております。県としましては、障害福祉サービスの安定した提供体制の維持に向け、受講枠の拡大に向けて取り組んでまいります。

今年度につきましては、相談支援専門員として配置予定の方を次の優先順位に基づいて受講決定する予定です。御理解と御協力のほどよろしくお願いいたします。

優先順位	申込理由
1	指定相談支援事業所において、所属している相談支援専門員が1名であり、令和5年度内に相談支援専門員の退職や休職が具体的に予定されており、法人内での配置転換等でも後任者を確保できない為。
2	現在、市町村や埼玉県との間で指定相談支援事業所の年度内再開に向けて具体的に協議を行っており、今回の研修修了者を相談支援専門員として充てないと、令和5年度内に再開できない為。
3	現在、市町村や埼玉県との間で指定相談支援事業所の年度内新規開設に向けて具体的に協議を行っており、今回の研修修了者を相談支援専門員として充てなければ、令和5年度内に開設ができない為。
4	指定相談支援事業所において、1年以内に所属している相談支援専門員の数が増減により減少もしくは令和5年度中に退職が予定されており、法人内での配置転換等でも後任者を確保できず、今回の研修修了者を相談支援専門員として令和5年度内に配置する為。
5	指定相談支援事業所において、市町村の相談支援事業、基幹相談支援センター事業を受託している又は受託予定である為。
6	その他1～5に該当しない理由

※ 申込内容や応募状況により受講できない場合がございます。

また受講決定にあたり、事務局から各市町村に対して、配置状況や開設・再開予定等の申込時の情報に関連して問合せをさせていただく場合がございます。

※相談支援専門員としての配置状況については、書面で報告を求める場合がございます。

5 研修内容等

(1) 研修内容

「相談支援従事者初任者研修」標準カリキュラムに基づき実施します。

(2) 研修日程（7日間）

【講義 WEB 配信共通講義 2日間】 + 【演習 5日間】

○講義 WEB 共通講義（2日間）

サービス管理責任者基礎研修講義部分2日間については、WEB配信での共通研修となります。

○演習（5日間）

地域ごとに分かれて行います。地域分けについては受講決定後、通知書にてお知らせいたします。

東部	3日目～7日目	令和5年	7月26日～令和5年10月19日
南部①	3日目～7日目	令和5年	8月1日～令和5年10月25日
西部	3日目～7日目	令和5年	8月28日～令和5年10月31日
北部	3日目～7日目	令和5年	7月17日～令和5年10月13日
南部②	3日目～7日目	令和5年	12月19日～令和6年2月22日

原則、事業所の所在地に基づいて以下のとおり割振らせていただきますが、申込状況等に応じて、他の地域での受講となる場合がございます。

東部：春日部市 加須市 行田市 久喜市 越谷市 幸手市 白岡市 草加市
蓮田市 羽生市 三郷市 上尾市 伊奈町 桶川市 鴻巣市 北本市
吉川市 八潮市 松伏町 杉戸町 宮代町

南部①、②：さいたま市 川口市 戸田市 蕨市 和光市 朝霞市 新座市
志木市

西部：川越市 所沢市 入間市 狭山市 坂戸市 鶴ヶ島市 飯能市、日高市
富士見市 ふじみ野市 越生町 鳩山町 三芳町 毛呂山町

北部：熊谷市 深谷市 秩父市 本庄市 東松山市 寄居町 小川町 上里町
神川町 嵐山町 滑川町 ときがわ町 吉見町 小川町 長瀬町
皆野町 横瀬町 東秩父村 美里町 川島町

WEB 共通講義		WEB 配信・視聴期間	
1 日目 2 日目		令和5年7月3日（月）～7月16日（日）	
		演習日程	研修会場
地域	東部	7月26日（水）	春日部市民文化会館 大会議室
		7月27日（木）	春日部市民文化会館 大会議室
		9月7日（木）	春日部市民文化会館 大会議室
		10月18日（水）	春日部市民文化会館 大会議室
		10月19日（木）	春日部市民文化会館 大会議室
	南部①	8月1日（火）	与野本町コミュニティセンター
	8月2日（水）	与野本町コミュニティセンター	
	9月12日（火）	与野本町コミュニティセンター	
	10月24日（火）	与野本町コミュニティセンター	
	10月25日（水）	与野本町コミュニティセンター	
西部	8月28日（月）	ウエスタ川越 2階活動室1・2	
	8月30日（水）	ウエスタ川越 2階活動室1・2	
	9月29日（金）	ウエスタ川越 2階活動室1・2	
	10月30日（月）	ウエスタ川越 2階活動室1・2	
	10月31日（火）	ウエスタ川越 2階活動室1・2	
北部	7月17日（月）	熊谷市立勤労会館 大ホール	
	7月18日（火）	熊谷市立勤労会館 大ホール	
	9月6日（水）	熊谷市立勤労会館 大ホール	
	10月12日（木）	熊谷市立勤労会館 大ホール	
	10月13日（金）	熊谷市立勤労会館 大ホール	
南部②	12月19日（火）	与野本町コミュニティセンター	
	12月20日（水）	与野本町コミュニティセンター	
	1月26日（金）	与野本町コミュニティセンター	
	2月21日（水）	与野本町コミュニティセンター	
	2月22日（木）	与野本町コミュニティセンター	

5 受講費用

全日程 WEB 講義及び演習5日間分 **21,000円**（研修資料代等）

※ 受講費用は、受講決定通知に同封する振込払込書にてお支払いいただきます。期限までに振込確認ができない場合は受講辞退の扱いになり、受講継続はできません。

詳しいお支払い方法につきましては、受講決定通知に同封します。

※ 研修会場までの交通費、昼食代及び実習課題の作成・提出・配布等にかかる費用（コピー代や郵送代等）、WEB 上動画視聴に伴う通信料等は受講

者の自己負担となります。

※ 自己都合による受講辞退の場合は、いかなる理由があっても返金いたしません。

6 修了証書の交付等

ア WEB 講義及び演習 5 日間の研修修了者に対して、埼玉県 of 修了証書を交付します。

イ 研修修了者については、埼玉県が名簿を作成し、埼玉県が名簿を管理します。

※ 本研修の修了証書は研修の修了を証明するものであって、相談支援専門員として必要な経歴等を証明するものではありませんので御留意ください。

※ 修了証書は再発行しませんので、紛失しないよう保管してください。

7 応募要領

(1) 申込方法 1 電子申請 と 2 申込書類送付の両方の

申込が必要です。下記手順にて申請ください。

1. 電子申請 下記 URL より 様式 1 号 を 電子申請 する
電子申請の完了後、所属事業所メールアドレス宛に受付番号が自動発信されます。申込書類への記入に必要となりますので、大切に保管してください。

修了証書には、入力された表記で名前、生年月日が記載されます。

書類は、入力された事業所の住所に発送しますので、正しく入力してください。

電子申請先 有限会社プログレ総合研究所

「受講申込書」(様式 1 号) の内容を下記の有限会社プログレ総合研究所のホームページから電子申請してください。(様式 1 号の郵送提出は不要です)

URL : <https://ws.formzu.net/fgen/S710234557/>

2. 申込書類送付 下記の申込書類をホームページからダウンロードし必要事項を記入の上、折らずに送付ください。

ホームページ URL

: <http://www.omiya-fukushi.co.jp/saitama-syoninsya2023.html>

1、チェックリスト	1人につき1枚作成してください。 電子申請完了後に通知される受付番号の記入が必要です。
2、受講者推薦書	法人代表者職・氏名、代表者印及び受講者の自筆のサインが必要です。
3、実務経験経歴書	有限会社プログレ総合研究所のホームページからダウンロード必要事項を記載し、現在所属する事業所から証明を受けてください。
4、返信用切手台紙	2名以上申込む場合には、 <u>1人につき1枚ずつ台紙</u> が必要です。
5、修了証書等の写し (該当者のみ)	「相談支援専門員の要件となる実務経験等」で実務経験を確認し、②と④の実務経験に該当する方は資格書や修了証等のコピーが必要です。
6、氏名が変わったことが分かる書類 (該当者のみ)	上記修了証書等に記載されている氏名から変更となっている場合には、氏名が変わったことが分かる書類を合わせてご提出ください。(戸籍抄本写し、裏面に変更の記載がある免許証写し等)

郵送先 〒330-0846

埼玉県さいたま市大宮区大門町3-88 逸見ビル1階

有限会社プログレ総合研究所 埼玉県障害福祉従事者等研修担当あて

*「令和5年度相談支援初任者研修申込書類在中」と朱書きしてください。

(2) 応募期限

電子申請：令和5年6月15日(木)17時までに入力

郵送：令和5年6月16日(金) 当日消印有効

(3) 受講決定通知

受講決定通知は、令和5年6月27日(火)に勤務先事業所に郵送いたします。

受講者は、同封する振込用紙にて令和5年7月14日(金)までに受講費用を振込みしてください。

8 申し込み上の注意

(1) 課題提出について

研修内容の演習において、受講者本人がこれまでに関わった事例について資料を作成し、提出することを要します。事例は、在宅事例又は入院・入所からの地域生活へ移行するための支援に関する事例とします。詳細は演習内で説明します。

この資料の提出がなされない場合、これ以降の受講は認めないものとします。

(2) 申込書類について

提出された書類等に虚偽の申告が認められた場合には、受講を取り消します。

電子申請及び郵送による申込みの両方が必要です。一方のみでは、書類不備とみなしますので、ご注意下さい。

9 受講上の注意

(1) 欠席、遅刻、早退等について

欠席、遅刻、早退等により定められた研修内容の全てを受講できなかった場合は、原則として修了とは認められません。

(2) 進行の妨げになる発言・行動等について

研修中、進行の妨げになる発言・行動又は研修に参加する意欲がないと認められた場合（居眠り・携帯電話の私的使用・演習中のグループ討議等における終始無言等）、退場していただくことがあります。この場合、修了証書は発行いたしません。

（３）当日の天候状況について

台風・大雪等の気象状況等により研修を延期させていただく場合があります。
その際は、研修委託先の有限会社プログレ総合研究所ホームページに掲載しますので、御確認ください。

（４）新型コロナウイルス感染症への対応について

- ① 受講時や休憩時には、マスクの着用を推奨いたします。
- ② 会場では換気のため、窓やドアを適時開放します。体温調節のしやすい服装でお越しください。
- ③ アルコール消毒液を準備しますので、手指消毒に御協力ください。

10 お問い合わせ先

電子申請・研修に関すること及び研修申し込み先

有限会社プログレ総合研究所 埼玉県障害福祉従事者等研修事業担当
〒330-0846 埼玉県さいたま市大宮区大門町3-88 逸見ビル1階
受付時間：平日9：00～17：00

※メールでの問い合わせは原則翌日返信いたします

電話番号：048-640-4401 ※通常連絡先
 ：048-871-6196 ※臨時回線 5/27～6/16まで

FAX番号：048-640-4408

メールアドレス：s-shougai@omiya-fukushi.co.jp

U R L：<http://www.omiya-fukushi.co.jp>